

2022年2月2日 全8頁

2022年以降の制度改正予定（企業法務編）

金融調査部 主任研究員 横山 淳
金融調査部 主任研究員 金本悠希
金融調査部 研究員 藤野大輝
金融調査部 主任研究員 鈴木利光

[要約]

- 2022年以降も様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうち企業法務に関連する主な動きをまとめ、特に重要だと考えられるものについて、簡単な解説を加えた。
- 2022年4月1日に、改正個人情報保護法が全面施行され、事業者は改めて自社内での個人データの取扱いや第三者への提供に関する状況の整理等が求められる。
- 2022年4月4日に、東証の新市場区分への一斉移行が行われる。プライム市場上場会社は、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂で盛り込まれたプライム市場向けの原則等への対応が必要になる。
- 2022年6月までに、改正公益通報者保護法が施行される。事業者に対して、公益通報に適切に対応するために必要な体制を整備することが義務付けられる（ただし、常時使用する労働者の数が300人以下の場合は努力義務）。
- 2022年9月1日に、株主の個別の承諾なしに株主総会資料の電子提供を可能とする制度が開始する。

はじめに

2022年以降も様々な制度改正が予定されている。

本稿では、そのうち企業法務に関連する民法、会社法、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）、公益通報者保護法、コーポレートガバナンス・コードなどをめぐる主な動きをまとめ、特に重要だと考えられるものについて、簡単な解説を加えた。

なお、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものが含まれていることを、あらかじめお断りしておく。

1. 2022年以降の制度改正（企業法務関連）

2022年以降に予定／予想（一部は施行済み）される主な制度改正のうち、企業法務に関連する事項を年表形式でまとめたものが次の図表である。

図表1 主な制度改正の見通し（企業法務関連）

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
2022年		
1月31日	◇実質的支配者リスト制度の運用開始	
4月1日	◇改正個人情報保護法の施行 ◇改正民法（成年年齢の引下げ）の施行	
4月4日	◇東証の市場区分/TOPIXの見直し	
5～6月頃？		◇消費者契約法（消費者の取消権、不当条項の見直しなど）、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（消費者裁判手続特例法）（対象となる事案の範囲の見直しなど）の改正 ◇経済安全保障推進法（仮称）（サプライチェーンの強靱化、重要分野の特許非公開化措置など） ◇いわゆるステーブルコイン規制に関する法整備
～6月	◇改正公益通報者保護法の施行	
6～7月頃？	◇コーポレートガバナンス・コードの改訂（プライム市場上場会社向け原則等）に対応したコーポレート・ガバナンス報告書（CG報告書）の提出（3月決算会社の場合）	
9月1日	◇令和元年改正会社法（株主総会資料の電子提供）の施行	
2023年		
4月1日	◇改正民法等（所有者不明土地対策の主要部分）の施行	
4月27日	◇相続土地国庫帰属法（所有者不明土地対策関連）の施行	

6月15日	◇産業競争力強化法のバーチャル・オンリー総会の特例期間の終了	
2024年		
4月1日	◇改正民法等（所有者不明土地対策のうち相続登記の義務化）の施行	
春	◇第4次 FATF 対応（継続的顧客管理、取引モニタリングの共同システム）	
2026年		
～4月	◇改正民法等（所有者不明土地対策のうち住所等変更登記の義務化）の施行	

【凡例】

？・・・「予定」に関する公表、発言、報道などを踏まえた場合に想定される事項、時期

太字・・・「2. 事項解説」で取り上げている項目

～〇月・・・〇月まで

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 事項解説

(1) 東証の市場区分の見直しとコーポレートガバナンス・コード

2022年4月4日、東京証券取引所（東証）の新市場区分への一斉移行が行われる。すなわち、これまでの市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ（スタンダード、グロース）から、新たなコンセプトに基づいた「プライム市場」、「スタンダード市場」、「グロース市場」の3つの市場区分に見直しが行われる。併せて、TOPIX（東証株価指数）などについても見直しが進められることとなる。

特に、プライム市場上場会社は、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード（CGコード）改訂で盛り込まれた次のプライム市場向け原則等について対応が必要となる。

- 議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべき（補充原則 1-2④）
- 必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべき（補充原則 3-1②）
- 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき（補充原則 3-1③）
- 独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して必要と考える会社、支配株主を有する会社は、過半数）選任すべき（原則 4-8、補充原則 4-8③）
- 指名委員会・報酬委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委

員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべき（補充原則 4-10①）

2022年4月4日以降に開催される株主総会の終了後、速やかにこれらのプライム市場向けの原則等に関する事項について記載したコーポレート・ガバナンス報告書（CG 報告書）の提出が求められる。

市場区分の見直しに伴い、TOPIX（東証株価指数）等についても見直しが行われる。流通株式時価総額 100 億円未満の銘柄について、2022年10月末から2025年1月末まで、四半期ごと10段階で構成比率を低減するなど、段階的な移行が予定されている¹。

（主な関連レポート）

横山淳・藤野大輝「[CGコードのプライム市場向け原則等](#)」（2022年1月7日大和総研レポート）

(2) 令和元年改正会社法（株主総会資料の電子提供）

2019年12月に会社法の一部を改正する法律が成立した。主な内容は次の通りである。

- ①株主総会資料の電子提供制度の創設
- ②株主提案権の制限（提案することができる議案数）
- ③取締役の報酬等（報酬等の決定方針、株式報酬等）に関する手続の見直し
- ④補償契約（会社補償）、役員等賠償責任保険契約（D&O 保険）に関する規定の整備
- ⑤社外取締役の設置義務
- ⑥業務執行の社外取締役への委託
- ⑦社債の管理（社債管理補助者制度の導入など）
- ⑧株式交付（自社株式等を対価とする TOB など）

これらのうち②～⑧については、2021年3月1日に施行されている。①については2022年9月1日から施行される。

株主総会資料の電子提供制度とは、定款の定めにより、株主の個別の承諾を得なくても、株主総会参考書類、計算書類、事業報告などの電子提供を可能とする仕組みである。本制度を採用した場合、株主総会の日時・場所などを記載した招集通知を株主総会の日の2週間前までに発送すれば、株主総会参考書類などはウェブサイト（URLの招集通知への記載が求められる予定）に掲載すればよい。ただし、株主への早期の情報提供の観点から、ウェブサイトへの掲載は株主総会の日の3週間前の日、又は、招集通知発送日のいずれか早い日までに行うこととされ、実質的に1週間の前倒しとなる。なお、本制度の採用には、定款変更が必要であるが、上場会社等は施行日（2022年9月1日）を効力発生日とする定款変更決議をしたものとみなされ、実質的に強制適用される。

¹ [JPX ウェブサイト](#)など参照。

(主な関連レポート)

横山淳「[会社法改正法、成立](#)」(2019年12月12日大和総研レポート)

金本悠希「[自社株対価の買収を促す税制措置の創設](#)」(2020年12月28日大和総研レポート)

横山淳「[改正会社法施行規則 取締役の報酬等の決定方針](#)」(2020年12月28日大和総研レポート)

横山淳「[改正会社法施行規則 社外取締役設置義務化と事業報告等](#)」(2021年3月23日大和総研レポート)

(3) 産業競争力強化法のバーチャル・オンリー株主総会（特例期間）

バーチャル・オンリー株主総会は、物理的な会場を設けず、株主や取締役がインターネット等を通じて出席する形態の株主総会である。遠方の株主でも出席しやすい、物理的な会場の確保が不要のため運営コストの低減を図れる、出席者が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図れるといったメリットがある。

バーチャル・オンリー株主総会の開催は、会社法の下では難しいと解されているが、2021年6月の産業競争力強化法の改正（2021年6月16日施行）により可能になった。

同法の改正により、上場会社は、経済産業大臣と法務大臣の確認を受けた場合、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることができ、この定款の定めがあればバーチャル・オンリー株主総会を開催できる。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、上記の確認を受けた上場会社については、上記の定款の定めがあるとみなすことができる特例が定められた。特例期間中は、確認を受ければ、定款変更の株主総会決議を経ることなく、バーチャル・オンリー株主総会の開催が可能となる。ただし、この特例は施行日から2年間に限られており、2023年6月15日に終了する。

(主な関連レポート)

小林章子「[『バーチャルオンリー株主総会』が創設〔前〕](#)」(2021年8月24日大和総研レポート)

小林章子「[『バーチャルオンリー株主総会』が創設〔後〕](#)」(2021年8月27日大和総研レポート)

(4) 令和2年改正個人情報保護法

2020年に改正された個人情報保護法が、2022年4月1日に全面施行される。

今回の改正で特に重要な点としては、以下が挙げられる。

- ①電磁的記録の提供等、本人が請求する方法による保有個人データの開示
- ②6ヶ月以内に消去する短期保存データについても開示や利用停止等の対象とすること
- ③本人による個人データの利用停止・消去等の請求権の要件の緩和
- ④個人情報の漏えい、滅失、毀損などが生じた際の個人情報保護委員会等への報告と本人への通知の義務化
- ⑤自社では個人情報には該当しないがその情報の提供先で個人データとして取得される際にお

ける、本人の同意があることの確認の義務化

⑥外国の第三者に個人データを提供する際に

(i) 本人の同意に基づく場合は、あらかじめ提供先の外国の名前や法制度など一定の情報の本人への提供の義務化

(ii) 提供先第三者の情報管理の体制が整備されているという前提に基づく場合は、当該第三者を管理するための一定の措置を講じ、その措置に関する情報を本人の求めに応じて提供することの義務化

⑦匿名加工情報より簡単な加工を行うことで、データに係る情報の公表義務など一定の保有個人データに係る義務を免除される「仮名加工情報」の創設

2020年12月には既に個人情報保護法に違反した場合の罰則の強化が適用されている。個人情報を取り扱う事業者は、改めて自社内での個人データの取扱いや第三者への提供に関する状況の整理、漏えい等があった場合の対応のフローの確認を行うことが求められよう。

(主な関連レポート)

藤野大輝「[個人情報保護法の改正案が閣議決定](#)」(2020年3月23日大和総研レポート)

(5) 令和2年改正公益通報者保護法

2020年6月8日に成立した改正公益通報者保護法が、2022年6月までに施行される(消費者庁は2022年6月1日の施行に向けて準備中)。

公益通報者保護法は、企業不祥事の内部通報(公益通報)が行われた場合に公益通報者を保護するため、公益通報を行ったことを理由とする公益通報者の解雇を無効とし、降格・減給等の不利益な扱いを禁止している。

2020年の改正では、事業者に対して、公益通報に適切に対応するために必要な体制を整備することと、公益通報対応業務従事者(公益通報を受け付け、調査を行い、是正措置を行う者)を定めることが義務付けられた(ただし、常時使用する労働者の数が300人以下の場合は努力義務)。これらに違反した場合、報告徴求等の行政措置が課され得る。

公益通報対応業務従事者には守秘義務が課され、正当な理由なく、「公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるもの」を漏えいすることが禁止される。

さらに、保護される通報者の範囲に退職後1年以内の退職者や役員も追加され、また、保護の対象となる行政機関や報道機関等への通報の範囲も拡大された。加えて、事業者は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、公益通報者に損害賠償請求することができないこととされた。

(6) 実質的支配者リスト制度の創設

2022年1月31日から、実質的支配者リスト制度の運用が開始された。

FATF（金融活動作業部会）の勧告により、我が国を含む加盟国は、法人を隠れ蓑にしたマネー・ロンダリングやテロ資金供与を防止することが求められている。我が国では犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、金融機関等は法人顧客と取引を行う際、その実質的支配者を確認する義務が課されている。

本制度は、登記所が株式会社からの申し出により、その実質的支配者（議決権の25%超を有する自然人、上場会社等又はその子会社）に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付するという制度である。この写しを利用して、金融機関等と取引を行う株式会社は、自己の実質的支配者が誰かを示すことができる。

(7) いわゆるステーブルコイン規制の法整備

いわゆるステーブルコインとは、一般に、法定通貨など特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術等を用いるものと説明される²。実際には、米ドルに対して価値を固定することを目指す暗号資産がイメージされることが多いだろう。近年、こうしたステーブルコインへの関心が国際的に高まっている。

国際通貨基金（IMF）が2021年10月に公表したレポート³によると、「各種ステーブルコインも急成長しており、2021年の年初来その供給量は4倍に増えて1200億ドルに迫る勢い」という。IMFは、同じレポートで、「準備資産の構成を考えると、一部のステーブルコインに対しては取り付け騒ぎが起こる可能性があり、その影響が金融システムに波及しかねない」、「ステーブルコインの役割が増大するにつれて、規制も、ステーブルコインがもたらすリスクや果たす経済的機能に比例して充実させていかねばならない」といった指摘をしている。

同様の指摘は、米国財務省が2021年11月に公表したレポート⁴や、国際決済銀行（BIS）が同年12月に公表したレポート⁵においてもされており、ステーブルコインへの規制が急務という当局の姿勢が鮮明になりつつある。とりわけ、欧州連合（EU）が2020年9月に公表した、暗号資産規制の法案は、ステーブルコインへの規制の先駆的な試みといえる。

そうした中、我が国でも、2021年11月、金融庁の「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」が[中間論点整理](#)をとりまとめ、2022年1月には、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」が[報告書](#)を公表した。

同報告書は、「電子的支払手段を発行・償還する行為は、現行法上、基本的には為替取引に該

² 資金決済ワーキング・グループ報告 p.16 など参照。

³ IMF「暗号資産ブームが金融の安定性に新たな課題を突きつける」（2021年10月1日公表）。

⁴ 米国財務省“Report on STABLECOINS”（2021年11月1日公表）。

⁵ BIS“DeFi risks and the decentralisation illusion”（2021年12月6日公表）。

当し、銀行業免許又は資金移動業者登録が求められる」⁶とした上で、ステーブルコインの発行者や仲介者の規制のあり方について、諸外国の動向も踏まえながら、提言している（破綻時における利用者保護、マネー・ロンダリング/テロ資金供与防止（AML/CFT）、システム管理、個人情報保護など）。

この提言を受けて、ステーブルコイン規制整備のための法案が、2022年通常国会に提出される見込みと報じられている。

（主な関連レポート）

鈴木利光「[暗号資産規制、EU法案](#)」（2021年3月23日大和総研レポート）

（以上）

※本レポートは、旬刊経理情報（2022年1月1日号（No.1632））に寄稿・掲載した記事の一部に、その後の動向を加筆したものである。

⁶ 資金決済ワーキング・グループ報告 p. 22。